大田区特定保健指導業務委託受託候補者選定に関するプロポーザル募集要領

１　趣旨

大田区国民健康保険では、特定保健指導を委託により実施します。効果的な特定保健指導サービスを行い、対象者の生活習慣病予防を行うため、保健指導成果を高める方策等の具体的な提案により、優れた事業者を公募型プロポーザル方式により選定します。

２　業務内容

　　別紙仕様書のとおり

３　履行期間

　　契約締結日から令和８年３月31日まで（債務負担行為設定）

４　履行場所

大田区指定場所（健康づくり課ほか）

５　応募資格

応募できる事業者は次の要件を満たす事業者とします。ただし、要件の基準日は申請書類提出日とします。なお、審査結果決定日までに備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とします。

1. 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける大田区での競争入札参加資格を有すること。
2. 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（厚生労働省令第157号第16条第１項に基づき厚生労働大臣が定める者、「特定保健指導の外部委託に関する基準」（厚生労働省告示第11号第２）を満たすこと。
3. 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び関係政省令・告示等を遵守し、「標準的な健診・保健指導プログラム【令和６年改訂版】」、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」等、国が示す実施方法に沿った事業運営を行うことができる機関であること。
4. 社会保険診療報酬支払基金に特定保健指導機関として登録済みであること。ただし、契約日までに登録が完了する場合は、要件を満たす事業者とする。
5. 地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない事業者であること。
6. 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと、民事再生法に基づく再生開始の申し立てがなされていないこと。
7. 法人税、消費税、地方消費税及び法人住民税を滞納していないこと。
8. 大田区競争入札参加資格者で指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。また、指名停止措置を受けていない場合であっても、指名停止基準に定める措置要件に該当しないものであること。
9. 法人及びその役員が、大田区暴力団排除条例第２条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係でないこと。

６　スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| （１）大田区ホームページ掲載期間 | ５月17日～６月19日 |
| （２）質問受付期限 | ６月５日 |
| （３）回答 | ６月12日 |
| （４）応募書類提出期限 | ６月19日 |
| （５）一次審査結果通知 | ７月上旬予定 |
| （６）二次審査日（プレゼン、質疑応答） | ７月16日 |
| （７）二次審査結果通知 | ７月下旬予定 |
| （８）契約締結 | ７月下旬予定 |
| （９）保健指導業務開始 | ８月～ |

７　応募方法

（１）提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | 提出部数 |
| １ | 参加申込書　様式１ | 正本１部 |
| ２ | 会社概要書　様式２　 | 正本１部副本12部ＣＤ‐ＲＯＭ２枚（正・副） |
| ３ | 事業実績書　様式３ |
| ４ | 企画提案書　様式４ |
| ５ | 見積書　様式５ |
| ６ | 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格審査受付票　写し | １部 |

なお、会社概要書 様式２の正本・副本には、財務諸表（写）（決算が確定した直近１か年分）貸借対照表、損益計算書を添付してください。

（２）提出期限

　　令和６年６月19日（水）午後５時まで

（３）提出先

　　大田区役所健康政策部健康づくり課　検診事業担当

　　大田区蒲田５-13-14（大田区役所本庁舎６階12番窓口）　電話 03-5744-1265

 受付時間　閉庁日を除く午前９時～午後０時・午後１時～午後５時

（４）辞退について

　　応募申込後、辞退する場合は、辞退届 様式６を提出してください。

　　なお、提出書類が提出期限までに提出されない場合は辞退したものとします。

（５）応募資格を欠いた場合

書類提出後に応募資格を満たさないことが判明した場合は、当該応募者に対して書面によりその旨を通知します。

８　提出書類作成の留意点

（１）副本については、法人を特定できる情報（法人名、代表者、会社ロゴ等）を必ず削除、又は塗りつぶしてください。写真等を添付する場合も同様とします。

（２）会社概要書 様式２ については、会社のパンフレットや別に作成している会社概要、各項目の詳細資料がある場合、別紙で添付してください。

（３）事業実績書 様式３ については、メタボ関連指標（腹囲・BMI・血糖・血圧等）の改善、対象者満足度等の指導プロセスの成果が分かる詳細資料があれば添付してください。

（４）企画提案書の留意点は 様式４ に記載しています。

（５）見積書 様式５　は以下の実施予定数をもとに積算してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 令和６年度予定数 | 数量 |
| 保健指導対象者 | 3,678 |
| 参加勧奨 | 3,130 |
| 重症域者向け電話勧奨 | 100 |
| 動機付け支援利用者 | 358 |
| 積極的支援利用者 | 90 |

※１　保健指導利用券等送付に係る単価については、パンフレットや封筒の作成費用、郵送料など保健指導対象者へ案内を送付するために必要な経費をすべて含むこと。

　 ※２　面接会場使用料は、保健指導（動機付け支援、積極的支援）の単価に含めること。

　※３　見積書の単価内訳に示す項目以外に実施項目があれば、単価内訳欄に別途追加し、併せて数量、呼称及び金額を示すこと。

（５）提出された書類の返却は行いません。

（６）提出後の書類の差替え等は認められません。

９　質問及び回答

　（１）提出方法

質問票 様式７ を使用し、電話連絡のうえ13に記載の担当まで電子メールで提出してください。

　　メールアドレス　kenko@city.ota.tokyo.jp

　　送信件名 【プロポーザル質問（会社名）】

 （２）質問受付期間

令和６年５月17日（金）から令和６年６月５日（水）午後５時まで

　（３）回答方法

令和６年６月12日（水）までに大田区ホームページで公開します。

公開に当たっては、質問者名は公表しません。

なお、本事業に関する質問と判断できない場合及び質問内容が不明確な場合には回答を行いません。また、質問票 様式７による電子メールでの質問以外には回答しません。

10　選定方法

　提出書類受理後、特定保健指導委託業者選定委員会設置要綱第1条に基づき設置した、特定保健指導委託業者選定委員会が一次審査、二次審査を実施し、委託推薦業者を選定します。

（１）一次審査（書類審査）

　応募資格を満たすと判断された事業者の提出書類を審査し、上位３社までを二次審査の対象とします。

　一次審査の結果は書面にて通知します。

（２）二次選考（プレゼンテーション・ヒアリング）

一次審査を通過した事業者に対して、二次審査（プレゼンテーション・質疑応答）を実施します。

【日時（予定）】

　　　令和６年７月16（火）午前中

　　プロジェクター、スクリーンを使用する場合はこちらで用意します。

　　プレゼンテーションは原則として本事業の管理責任者が行ってください。

　　詳細については対象事業者に別途通知します。

（３）　評価基準

|  |  |
| --- | --- |
| 審査内容 | 対象となる提出書類 |
| 会社概要 | 会社概要書 様式２ 及び企画提案書 様式４ |
| 事業実績 | 事業実績書　様式３ 及び詳細資料 |
| 運営体制 | 企画提案書 様式４ |
| 教育・研修 |
| 特定保健指導業務の内容と方法 |
| 個人情報保護 |
| 危機管理体制 |
| 経費 | 見積書 様式５ |
| プレゼンテーション | 会社概要書 様式２ 事業実績書 様式３ 企画提案書 様式４ 見積書 様式５ |
| 質疑応答 |  |
| 全体評価 |  |

（４）審査結果の通知及び公表

総合評価の結果は、二次審査の対象になった全ての提案者に対して、当該提案者に係る結果を書面により通知します。また、大田区ホームページで最終選考結果を公表します。審査及び選定結果内容に関する質問は受け付けません。

11　契約に関する基本的事項

　（１）本件選定は、大田区契約担当課に本業務の委託を推薦する事業者を選定するものであり、契約決定は契約担当課にて行います。また、総合評価が最も高かった者が何らかの事情で契約締結に至らなかった場合は、次点の事業者を推薦します。

　（２）契約締結時には、別添｢大田区特定保健指導業務委託仕様書概要｣を基本として、提案内容の仕様書への反映等について区と受託者が協議のもと、さらに詳細な仕様書を調整のうえ契約を締結するものとします。

12　その他

　 (１) 申請書類等に虚偽の記載があった場合及びその他不正行為があったと認められる場合は審査対象から除外します。

（２）本プロポーザルの提案に要した費用は、全て応募事業者の負担とします。

13　担当及び問合せ先

　　大田区健康政策部健康づくり課　検診事業担当　小關

　　〒144-8621　大田区蒲田五丁目13番14号（大田区役所６階北側　12番窓口）

電話　　03-5744-1265

　　ＦＡＸ　03-5744-1523

　　メール　kenko@city.ota.tokyo.jp